

事務事業名		要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業		☐ 実施計画登載事業		☐ 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	03 豊かな心を育む人づくりの推進		事業期間		予算科目				
	施策名	15 学校教育の充実				会計	款	項	目	事業
	基本事業名	01 教育環境の充実		☐ 単年度のみ	01	10	02 03	02	03 04	
根拠法令	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱		☒ 単年度繰返 (開始 S37 年度～)							
所属	部課名	教育委員会事務局 学校教育課		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	事務事業区分					
	課長名	佐藤 真			A 政策事業 B 施設整備 施設管理 D 補助金等 一般(1～4以外) E					
	係名	学務係								
	担当者	藤原 明美								
	電話	0192-27-3111								
	内線	273								
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)						
この事業は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費)の援助を行うもので、要保護者とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、準要保護者とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者である。 事業費の内訳は、扶助費であり、要保護者の分については補助単価の2分の1が国庫補助金により、また平成23年度からは東日本大震災に起因した児童生徒への就学援助について、10分の10の県補助金対応となっている。 平成29年度より、新入学児童生徒学用品費の入学前支給(定額支給)を実施。 主な業務は、制度周知、申請書取りまとめ、認定審査、認定通知送付、援助費の支給。				総投入量 (千円)	事業費	財源内訳	国庫支出金			
							都道府県支出金			
							地方債			
							その他			
							一般財源			
							事業費計(A)	0		
							正規職員従事人数			
延べ業務時間										
人件費計(B)	0									
トータルコスト(A)+(B)	0									

1 現状把握の部(DO)									
(1) 事務事業の目的と指標									
① 手段(主な活動) 前年度実績(前年度に行った主な活動) 就学援助制度の周知及び申請受付、認定審査及び認定通知送付、援助費支給。 今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度と同じ			⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
			名称						単位
			ア	就学援助認定者数(児童生徒)					人
			イ	就学援助認定者数(就学前児童) 平成29年度～					人
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 生活保護を受けている世帯又はこれに準ずる世帯の児童生徒			ウ						
			⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)						
			名称						単位
			カ	申請児童生徒数					人
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 経済的な負担が軽減される。			キ	申請就学前児童数 平成29年度～					人
			ク						
			⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)						
			名称						単位
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 安全・安心で快適な環境で学ぶことができる。			サ	就学援助できている割合(認定児童生徒数/ 申請児童生徒数)					%
			シ	就学援助できている割合(認定就学前児童 数/申請就学前児童数) 平成29年度～					%
			ス	1人当たりの平均就学援助費					円
(2) 総事業費・指標等の推移									
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	単位							
		国庫支出金	千 円	28	0	40	0	0	10
		都道府県支出金	千 円	53,047	47,575	47,338	41,181	40,633	41,181
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
	人件費	一般財源	千 円	23,743	26,841	31,892	31,304	34,464	31,304
		事業費計 (A)	千 円	76,818	74,416	79,270	72,485	75,097	72,495
		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時 間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		人件費計 (B)	千 円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
トータルコスト(A)+(B)		千 円	80,818	78,416	83,270	76,485	79,097	76,495	
⑤活動指標		ア	人	803	772	754	732	731	732
		イ	人	-	-	59	65	67	65
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	843	823	784	784	783	784
		キ	人	-	-	64	83	83	83
		ク							
⑦成果指標		サ	%	95.3%	93.8%	96.2%	93.4%	93.4%	93.4%
		シ	%	-	-	92.2%	78.3%	80.7%	78.3%
		ス	円	95,664	96,393	97,503	100,104	99,979	100,104

事務事業ID	0959	事務事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
--------	------	-------	---------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

学校教育法の定めにより、昭和37年度頃より実施

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

当初、要保護・準要保護とも国庫補助事業であったが、準要保護児童生徒就学援助費については、平成17年度の三位一体改革により地方交付税措置(市単独事業)となり、平成23年度からは、東日本大震災に起因した児童生徒に対する就学援助費について県補助対応(10割)となっている。また、平成29年度からは新入学児童生徒学用品費の入学前児童に対する支給についても国県補助の対象となっており、これに伴い、この費目に限り、対象者を就学前児童まで拡大している。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特に無し

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	就学の促進により、義務教育の質の安定が図られる。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	学校教育法により、市町村は、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な学齢児童生徒の保護者に対して経費の援助を与えなければならないと規定されているため。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	学校教育法により、市町村は、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な学齢児童生徒の保護者に対して経費の援助を与えなければならないと規定されているため。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	在学児童生徒及び入学前児童の属する世帯すべてに制度周知の通知を行い、援助を求める世帯から申請書を提出させており、申請のあった世帯について、適切な所得調査等を行い認定者を定めており、成果の向上の余地は無い。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	義務教育への就学を果たせない児童生徒が出ることが懸念される。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	経済的困窮者が顕在化し、義務教育への就学を果たせない児童生徒が出ることが懸念される。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	東日本大震災により被災した児童生徒も援助対象となり、就学援助認定者が大幅に増加。被災児童生徒を対象とした就学援助制度が終了するまでは、事務量の削減余地無し。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	学校教育法に定義されているとおり、経済的に就学が困難な児童生徒の保護者が対象であることから、受益者負担は馴染まない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	本事業については適正に進められており、今後も現状維持で進めていく。